

下関市地域おこし協力隊募集要項（菊川、豊田、豊北地区）

<p>下関市との 雇用関係</p>	<p>雇用契約なし（下関市からの委嘱）</p>
<p>募集概要</p>	<p><b>【活動場所】 菊川地区</b>          みどり豊かな山系に囲まれた地域で、開けた田園平野には清流「木屋川」・「田部川」が中央で合流しており、気温が温暖で古くから別名「小日本（こにっぽん）」と称されています。</p> <p><b>【受入団体（菊川地区）】</b>  <b>菊川①</b>          団体名 株式会社小日本ふるさと市          活動テーマ（課題）          切花の新規参入者の発掘・育成、農産物加工品開発・販売戦略の企画立案、地場産農産物の生産などの農業振興</p> <p><b>菊川②</b>          団体名 菊川手延そうめん協同組合          テーマ（課題・ミッション）          菊川手延べそうめんの製造技術の承継（製造のほか、店頭販売、販売促進イベント、宣伝広報活動なども含む）</p> <hr/> <p><b>【活動場所】 豊田地区</b>          市内最高峰の華山（げさん）・狗留孫山（くるそんざん）・一位ヶ岳など中国山地の西端の山々に周囲を囲まれた自然豊かな町です。</p> <p><b>【受入団体（豊田地区）】</b>  <b>豊田①</b>          団体名 豊田町観光協会          活動テーマ（課題）          観光ボランティアの育成及び観光地の整備計画の作成</p> <p><b>豊田②</b>          団体名 農事組合法人フェルメ高熊          活動テーマ（課題）          農事組合法人フェルメ高熊を核とした地域ブランドづくり、半農半Xによる定住</p> <hr/> <p><b>【活動場所】 豊北地区</b>          日本海に面したコバルトブルーの海や貝殻の多い白浜が美しく広がり、山々もある非日常を感じられる町です。</p> <p><b>【受入団体（豊北地区）】</b>  <b>豊北①</b></p>

**団体名** 一般社団法人たきびれっじ

**活動テーマ（課題）**

空き物件の発掘及びリノベーション、ゲストハウス等の運用をはじめとする地域資源を活用した収益化の実証及び面白いコトの発案

**豊北②**

**団体名** 株式会社海耕舎

**活動テーマ（課題）**

地域産業の稼ぐ力の創出・発掘とその魅力発信及び担い手不足の解消

**豊北③**

**団体名** 豊北町むらおこし物産振興協同組合

**活動テーマ（課題）**

地域資源の再発掘・利活用及び地域の賑わい創出

**豊北④**

**団体名** 株式会社 hase

**活動テーマ（課題）**

弊社が運営する「UTTAU」「Agawa」を活用し、地域や JR 西日本との共創イベントの企画などを通じて、下関市、豊北地域の本質的な賑わいを創出しながら情報発信にも寄与していただく。上記二つの場所に従事しながら能動的に地域の未来を創造していく。

**豊北⑤**

**活動テーマ（課題）**

**団体名** 合同会社サムズアップ

**活動テーマ（課題）**

角島観光（滞在型観光地づくり・新名物土産の開発等）、角島をはじめ、下関市全体の SNS を活用した PR

---

以上の活動場所、受入団体及び活動テーマ（課題）並びに各地域紹介資料をご確認のうえ応募してください。

地域資源やご自身のスキル・経験等を活かすことなどで、地域課題の解決とご自身の将来にもつながり、地域力の維持・強化に資する活動（地域協力活動）についての多種多様なアイデアを応募してください。あなたが当該地域で行いたいこと、実現したい夢を自由に提案してください。

●ご提出いただいた応募内容をもとに、受入団体とのマッチングを行いますので、以下の点についてご了承ください。

※1 ご希望の活動内容と受入団体が支援できる活動内容が合わない場合は、採用に至らないことがあります。

※2 委嘱の時期について、受入団体等との調整により、希望に応じられない場合があります。

●委嘱後「お試し期間」（概ね6か月）を設けます。お試し期間中に、ご自身で実際に地域の環境を体感し、今後の委嘱期間で実現し

	<p>たいこと及びその手法を考えていただき、事業計画書を提出していただきます。</p> <p>●お試し期間終了後は、事業計画書に基づき、その後の活動を進めていただきます。</p>
募集対象	<p>(1) 下記ア又はイに該当する方</p> <p>ア 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定区域を除く。）から本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な方</p> <p>イ 他の市町村において地域おこし協力隊員であった方（同一地域において2年以上活動し、かつ当該隊員としての委嘱を解かれた日から起算して1年以内の方に限る。）で本市に生活拠点を移し、住民票を異動することが可能な方</p> <p>※下関市の地域おこし協力隊として委嘱を受けられる方には転出地・活動場所の要件（地域要件）があります。地域要件については、総務省のホームページでご確認いただくか、下関市企画課までお問い合わせください。</p> <p>※地域要件に関し、菊川地区は、条件不利区域以外の区域です。</p> <p>※地域要件に関し、豊田、豊北地区は、条件不利区域です。</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>(3) 任期終了後は、下関市で起業、継業又は就業により、定住する意思がある方</p> <p>(4) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる方</p> <p>(5) 普通自動車運転免許を取得している方</p> <p>※中山間地域では、日常生活で移動する交通手段が必要となるため、自動車等の手配をお勧めします。</p> <p>(6) Word、Excel、PowerPoint、インターネット等の基本的なパソコン操作ができる方</p>
募集人数	若干名
活動時間	活動時間は、1月当たり125時間を目安とします。（日々の活動開始時間及び終了時間は問いません。）
雇用形態・期間	<p>(1) 下関市地域おこし協力隊員として市が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）</p> <p>(2) 委嘱期間は令和7年9月以降から令和8年3月31日までとします。</p> <p>※年度ごとに活動実績等を踏まえて更新します。（3年を限度とします。）</p> <p>※活動開始時期については相談に応じます。</p> <p>(3) 下関市地域おこし協力隊の設置に関する要綱第9条に該当する場合は、委嘱期間中であってもその委嘱を解くことができるものとします。</p> <p>(4) 地域協力活動に支障のない範囲において就業・副業等ができるものとします。</p>

<b>報償費</b>	月額 200,000 円（年額 2,400,000 円） ※賞与及び手当等の支給はありません。 ※上記月額から、毎月所得税が源泉徴収されます。
<b>待遇・福利厚生</b>	(1)健康保険・年金等については、自己負担で加入が必要です。 (2)地域協力活動に必要な経費（活動経費）については、市が予算の範囲内で費用を負担します（年額上限 2,000,000 円）。ただし、契約等の手続については、必要に応じて個人で対応していただきます。活動経費には、次の経費を含みます。 ・傷害保険（加入必須） ・賠償責任保険 ・活動中の住居に関する費用（家賃等） （引越費用、光熱水費、駐車場代、生活用品費は自己負担） ・活動に必要な物品等の購入 ・活動に使用する車両（リース車） ・その他活動に要する経費（旅費、消耗品費、研修会参加費等） (3)別途、隊員の起業に対する支援（起業支援補助金：上限 1,000,000 円、条件：隊員活動 1 年以上等）があります。
<b>申込受付期間</b>	<b>令和 7 年 6 月 3 日から令和 7 年 7 月 1 1 日まで【消印有効】</b> <b>【申込方法】</b> ※以下の必要書類を下関市企画課へ募集期間内に郵送又は持参により提出してください。 <b>【必要書類】</b> ・応募用紙（市 HP よりダウンロードしてください。） ・住民票（抄本）1 通（直近 3 か月以内のもの） ・運転免許証の写し（表面と裏面） ※提出していただいた書類は返却しません。
<b>選考方法</b>	(1)第 1 次選考（書類選考） 提出書類をもとに書類審査を行います。 (2)第 2 次選考（面接） 第 1 次選考合格者を対象に、原則、オンラインにて第 2 次選考を行います。詳細については、対象者に別途通知します。 (3)第 3 次選考 第 2 次選考合格者を対象に、活動場所に来ていただき、業務内容の説明や地区の魅力を感じていただくとともに、受入団体とのマッチングを行います。 ※必要に応じて「お試し暮らし（2 泊 3 日）」を行っていただきます。「お試し暮らし」は市内の指定された施設に宿泊いただきます。（宿泊費は無料） ※以下参考：下関市お試し暮らし <a href="https://shimonosekicitypromotion.jp/residence/otameshi/">https://shimonosekicitypromotion.jp/residence/otameshi/</a> ●交通費は、山口県の補助金制度「YY! ターン支援交通費補助金」の利用が可能です。 ※参考：山口県 YY! ターン支援交通費補助金 居住地からの往復交通費（公共交通機関を利用した実費（福岡県内在住者に限り、居住地から山口県内への移動に係る往復の高速

	<p>道路利用料の実費も可。) 。居住地域ごとに上限金額あり。) を 県が負担。申請方法等の詳細は県HPをご確認ください。 <a href="http://www.ymg-uji.jp/transportation/">http://www.ymg-uji.jp/transportation/</a></p> <p>(4) 最終選考結果 最終選考の結果は、文書にて全員に通知します。選考内容について のお問合せにはお答えできません。</p>
<b>お問合せ・ 書類提出先</b>	<p>〒750-8521 山口県下関市南部町1番1号 下関市総合政策部企画課 田原、向尾 電話：083-231-1480 FAX：083-232-9569 E-mail：<a href="mailto:sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp">sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp</a></p>